

報道機関各位

市の対応方針を公表します

～ 公共事業評価【水道用水供給(行橋市・苅田町への拡大)】～

北九州都市圏域の中核都市である本市では、水道事業の発展的広域化の取り組みの一環として、北九州市水道用水供給事業[※]の行橋市及び苅田町への拡大を検討しています。

このたび、「公共事業評価に関する検討会議(外部評価)」及び「市民意見提出手続」の結果を踏まえて市の対応方針をまとめましたので公表します。

※ここでの「水道用水供給事業」とは、本市が、水道事業者(行橋市・苅田町)に水道用水を供給する事業のことです。

1 意見募集期間

令和6年1月5日(金) から 令和6年2月4日(日)まで

2 意見提出者 3人

電子メール	郵送	FAX	持参	合計
2人	1人	0人	0人	3人

3 提出された意見 3件

内 訳	件 数
事業の推進について	3件
合 計	3件

4 対応方針の公表

【閲覧・配布】

- (1) 上下水道局広域事業課 (小倉北区役所西棟5階)
- (2) 各区役所総務企画課、出張所
- (3) 広報室広聴課 (市役所1階)

期間：令和6年3月7日(木)～令和6年6月6日(木)

※土・日曜日、祝日を除く。時間は9時から17時まで。

【ホームページ】

URL：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s00501064.html>

期間：令和6年3月7日(木)～令和7年3月31日(月)



【問い合わせ先】

上下水道局 広域事業課

担当：(課長)姫野、(係長)片山

電話：093-582-3144

北九州市公共事業評価に関する検討会議及び 市民意見を踏まえた市の対応方針

事業名	【事前評価 2】 北九州市水道用水供給事業(行橋市及び苅田町への拡大)
-----	--

北九州市
令和 6 年 3 月

公共事業評価に関する検討会議及び市民意見を踏まえた市の対応方針

(対象事業:北九州市水道用水供給事業(行橋市及び苅田町への拡大))

【対応方針】

計画どおり実施

【対応方針決定の理由】

本事業は、「北九州市上下水道事業基本計画2030」の重点施策に掲げた、発展的広域化による施設の共同利用を実現するものである。

本市水道事業の施設能力は、開発等による将来的な需要増加に対応するため、通算5期に亘る拡張に取り組み整備されたものである。

本事業は、水道事業の既存施設の余力を活用して、行橋市及び苅田町に水道用水を供給することで新たな収入を確保し、水道事業の基盤強化を図ることを目的とする。

既存施設を活用して新たな収入を得ることによる固定費負担の軽減額は、年間約1.2億円を見込んでいる。これは、給水人口約8千人分の料金収入に相当する。人口の減少が続いている本市において、この効果を見捨てることはできない。

一方、供給先となる行橋市及び苅田町は、主要水源である油木ダムが毎年のように渇水に見舞われ、計画どおりに取水できないなど、安定給水の確保が大きな課題となっている。また、同水源を使用している一部の浄水場は老朽化しており、早急に対応を講ずる必要に迫られている。

本事業は、広域連携による水道事業の基盤強化を目指す国の方針、並びに北九州都市圏域連携中枢都市圏ビジョンや上下水道事業基本計画に基づく取組みであり、事業実施の意義及び必要性は非常に高いことから、行橋市及び苅田町へ水道用水の供給を実施することを対応方針として決定した。

公共事業評価に関する検討会議では、「本事業を計画どおり進めることについて異議は無い」とされ、事業実施にあたって留意すべき点が意見として挙げられた。

事業概要及び検討会議の意見を踏まえた市の対応方針案について市民意見を募集した結果、「事業の推進に関する意見」が寄せられた。なお、計画の修正を要する意見は無かった。

以上のことから、検討会議で示された留意点や市民から寄せられた意見を踏まえた上で、計画どおり事業を推進する。

公共事業評価に関する検討会議における留意点とその対応
 (対象事業:北九州市水道用水供給事業(行橋市及び苅田町への拡大))

市の対応方針(案)
計画どおり実施

	公共事業評価に関する 検討会議での意見	市の対応方針(案)
(1) 事業の必要性 について	北九州市の水道事業の経営や行橋市及び苅田町も含めた地域の経済にメリットがあり、人口減少が進むなか、広域連携をしていくということで、意義がある事業である。	北九州市、行橋市及び苅田町が共にメリットを享受できる本事業を、着実に実現してまいりたい。
(2) 協定内容につ いて	行橋市及び苅田町との協定については、様々なリスクを想定したものとなるよう、十分検討していただきたい。	事業実施にあたっては様々なリスクを想定した協定を検討してまいりたい。
(3) 人材の確保に ついて	事業の持続可能性の観点からも、技術人材の確保に留意していただきたい。	事業の継続に必要な技術を適切に維持していけるよう努めてまいりたい。
(4) 長期的、計画的 な事業推進に ついて	長期的な展望をもって、計画的に事業を進めていただきたい。	長期にわたる事業であり、計画的な実施・運営に努めてまいりたい。

提出された市民意見の概要及びこれに対する本市の考え方
(対象事業:北九州市水道用水供給事業(行橋市及び苅田町への拡大))

令和6年1月5日から令和6年2月4日まで実施いたしました「北九州市水道用水供給事業(行橋市及び苅田町への拡大)」に対する市民意見募集におきましては、貴重なご意見をいただきまして、ありがとうございました。

お寄せいただいたご意見の概要及びこれに対する本市の考え方を、次のとおり公表いたします。

令和6年3月7日

意見募集結果

1 実施時期 令和6年1月5日から令和6年2月4日まで

2 意見提出状況

(1) 提出者 3人

(2) 提出意見数 3件

(3) 提出方法

電子メール	郵送	F A X	持参
2名	1名	0名	0名

(4) 意見の内訳

・事業推進についてのご意見 3件

提出された意見の概要及びこれに対する本市の考え方

・事業の推進について : 3件

番号	意見の概要	本市の考え方	方針・計画への反映
1	本市と周辺の都市間では人やモノの交流は盛んにすべき。よって、飲料水(消火用水)のネットワークは拡大しても構わない。	北九州市、行橋市及び苅田町が共にメリットを享受できる本事業を、着実に実現してまいりたい。	なし
2	命の水を分けて頂く事業に、ありがたく思っている。スムーズに計画が進むようお願いする。		
3	本事業はお金がかかるので水道料金が値上がりしそう。やめてほしい。	本事業に係る費用は、行橋市・苅田町からの料金収入や国の交付金などで全て賄われる。 本市の水道事業には負担が無く、固定費負担の軽減につながる事業であるため、計画に沿って進めてまいりたい。	

上記の公表内容は、以下の方法で入手することができます。

公表文書の入手方法

1 閲覧又は配布

期間：令和6年3月7日(木)から令和6年6月6日(木)まで

土・日曜日、祝日を除く。時間は9時から17時まで。

場所：北九州市上下水道局広域事業課(小倉北区役所西棟5階)、各区役所総務企画課及び出張所、広報室広聴課(市役所1階)

2 ホームページ

期間：令和6年3月7日(木)から令和7年3月31日(月)まで

アドレス：<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/suidou/s00501064.html>



(問い合わせ先) 北九州市上下水道局広域事業課

〒803-8510 北九州市小倉北区大手町1番1号

TEL 093-582-3144

FAX 093-582-2088

電子メールアドレス sui-kouiki@city.kitakyushu.lg.jp